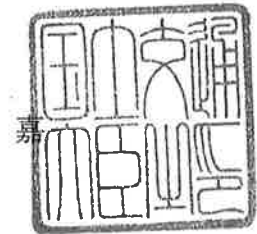


国海員第 202 号
令和元年 10 月 16 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤 羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 335 号
船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
向島ドック株式会社	広島県尾道市向島町864番地の1